

令和8年度 松恵子どもひろばの利用について

令和8年4月からの利用を希望する場合は、下記期間に申込書の提出をお願いします。

○申込期間



令和8年1月5日（月）～1月30日（金）

* 1 受付期間を過ぎた後も申込みは可能ですが、決定が遅れることがあります。

* 2 2月中に利用決定通知とスポーツ安全保険料の納付書を送付する予定です。

○提出書類

- ① 令和8年度松恵子どもひろば入会申込書
- ② 恵庭市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書*

*継続利用の申込みで、令和7年度と同じ口座から引き落としを希望する場合は不要

注意 初めて利用申し込みする場合で、令和7年1月1日時点で恵庭市に住民票がない方は、
令和7年度所得・課税証明書*の提出が必要となります。

*令和7年1月1日時点で住民票のあった市町村（税務担当課）に請求してください。

「令和7年度市民税・道民税特別徴収額の決定・変更通知書」または「令和7年度市民税・道民税納税通知書」（どちらも写し可）の提出でも構いません。

○申込書類提出先

松恵子どもひろば又は子ども政策課窓口（市役所2階⑩番窓口）

○問い合わせ先

松恵子どもひろば 080-7333-2634

市役所子ども政策課 0123-33-3131（内線 1236・1237）



松恵子どもひろばについて

松恵子どもクラブでは、学童クラブ機能のほか、有料の子どもひろば機能があり、保護者の働き方や利用の仕方に合わせて、それぞれのご家庭に選択していただきます。

松恵子どもクラブ

松恵学童クラブ

- ・就労等で保護者が長時間いないご家庭向け

申請期間：令和7年11月14日（金）～12月19日（金）

松恵子どもひろば

- ・授業後のお迎えやバスの時間までなど短時間利用のご家庭向け

申請期間：令和8年1月5日（月）～1月30日（金）

◎長期休業期間など、学童クラブと子どもひろば間で異動する際は、1か月単位での申請をお願いします。※異動を希望するたびに、申請書の提出が必要です。

4月1日～6月30日 ひろば

7月1日～8月31日 学童クラブ

9月1日～ ひろば 等



開設日及び開設時間

月曜日から金曜日（学校休業日を除く）

児童の下校時から小学生の帰宅時間の30分前まで

※ただし、10月から1月については、最大16時15分まで

休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

その他学校休業日（夏季・秋季・冬季・年度末休業等含む）

昼食

学校で給食のない日は、各自お弁当をご用意ください。



松恵子どもひろば利用料について

・利用時間 1 時間につき 100 円

※月合計の利用時間が
1 分～1 時間が 100 円
1 時間 1 分～2 時間が 200 円



と計算されます。

ただし、下記の表のとおり世帯ごとに上限額が設定されます。

区分	ひろば利用料の額		
	1人利用	2人利用	3人利用
(1) 多子世帯（同一世帯で利用者が2人以上いる世帯） ((2)～(4)まで以外の世帯)	上限 4,500 円	上限 6,800 円	上限 9,100 円
(2) 生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
(3) - 1 市民税非課税世帯	上限 2,300 円	上限 3,500 円	上限 4,700 円
(3) - 2 ひとり親世帯	0 円	0 円	0 円
(4) 市民税の均等割のみが課税されている世帯	上限 3,400 円	上限 5,100 円	上限 6,800 円
(5) その他市長が特別のひろば利用料とする必要があると認めた世帯	市長が別に定める額		

届出口座より振替（引き落とし）します。振替日は、翌月末日（11月分のみ12月25日。振替日が各金融機関の非営業日の場合は、翌営業日）です。

例：2人兄弟が利用する課税世帯の場合

⇒ 4月に兄が35時間、弟が45時間の合計80時間利用
⇒ 5月末に指定口座より上限額の6,800円振替いたします。



利用時間の管理について

入退室管理システムの「入退くん」を利用します。

松恵子どもひろばでラミネートしたバーコード付のカードを用意していますので、児童が入室する時と退室する時に、指導員の指示に従って読み取りを行ってもらいます。また、バーコード付のカードは退室後も松恵子どもひろばで保管させていただきます。

各種届出

次のいずれかに該当する場合は、速やかに各書類を提出してください。

書類は松恵子どもひろば、市役所子ども政策課⑩番窓口で配布しています。

事由	提出書類
住所など、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合	松恵子どもひろば利用者変更届出書 ※その他、変更事項(住所や世帯の状況等)により必要な書類を提出していただきます。
利用を中止する場合	松恵子どもひろば利用中止届出書

松恵子どもひろばの開設時間と帰宅時間

①松恵子どもひろばの閉まる時間までにお迎えをお願いします。

松恵子どもひろばの開設時間（令和8年度）

4月～8月 ⇒ 17時30分まで

9月 ⇒ 16時30分まで

10月～1月 ⇒原則16時00分まで（※最大16時15分まで）

※松恵子どもひろばは、原則愛の鐘の30分前までの開設ですが、10月～1月はお迎えの時間を考慮して最大16時15分までとしています。可能な限り16時までのお迎えにご協力ください。

2月～3月 ⇒ 16時30分まで



②ひとり帰りする場合は、愛の鐘が鳴るまでに自宅に着く時間までの利用となります。

例：10月で自宅まで30分かかる児童の場合

⇒最大15時30分までの利用となります。

欠席する場合

欠席する場合は、必ず事前に出欠表等で松恵子どもひろばに連絡してください。



スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は必ず加入していただきます。事故等があった場合は、その補償の範囲内での対応となります。

小学校の集団下校・臨時休校等の場合

【インフルエンザ等による臨時休校等の場合】

風邪やインフルエンザ等により学校・学年・学級閉鎖となった場合は、その学校・学年・学級の児童については登会できません。

【その他天候等による集団下校・臨時休校等の場合】

状況により開設等対応を判断します。

その他

- ① 持ち物には全て名前を記入してください。
- ② 貴重品の持ち込みはできません。
- ③ 松恵子どもひろばから習い事などに行った場合、その日の再登会はできません。
- ④ 自転車での登会はできません。
- ⑤ 松恵子どもひろばでは、指導員が児童に薬を飲ませる、塗るなどの行為は行えません。
- ⑥ ひとり帰りの際は、通学路を通って帰宅しましょう。



問い合わせ先

恵庭市子ども未来部子ども政策課（市役所②番窓口）

(住所) 〒061-1498 恵庭市京町1番地

(電話) 0123-33-3131 内線 1236・1237

(FAX) 0123-33-3137

